入　札　説　明　書

平成２７年度風力発電等環境アセスメント基礎情報整備モデル事業（徳島県鳴門市情報整備モデル地区における地域固有環境情報調査事業）委託業務

［総合評価落札方式］

環　境　省

は　じ　め　に

平成２７年度風力発電等環境アセスメント基礎情報整備モデル事業（徳島県鳴門市情報整備モデル地区における地域固有環境情報調査事業）委託業務の入札等については、会計法（昭和２２年法律第３５号）、予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号）、契約事務取扱規則（昭和３７年大蔵省令第５２号）、その他の関係法令及び環境省入札心得（別紙）に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

１．契約担当官等

支出負担行為担当官

環境省総合環境政策局長　小林　正明

２．競争入札に付する事項

（１）件　　名　　平成２７年度風力発電等環境アセスメント基礎情報整備モデル事業（徳島県鳴門市情報整備モデル地区における地域固有環境情報調査事業）委託業務［総合評価落札方式］

（２）特　質　等　　別添２の仕様書による

（３）納入期限等　　平成２８年３月３１日（木）

（４）納 入 場 所　　東京都千代田区霞が関１－２－２
（環境省総合環境政策局環境影響評価課環境影響審査室）

（５）入 札 方 法　　本件は、入札書及び技術等の提案書を受け付け、価格と技術等の総合評価によって落札者を決定する総合評価落札方式の入札である。

ア．入札者は、業務に係る経費のほか、納入に要する一切の諸経費を含め契約金額を見積もるものとする。

イ．落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の８パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない。

（６）入札保証金及び契約保証金　免除

３．競争参加資格

（１）予算決算及び会計令第７０条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

（２）予算決算及び会計令第７１条の規定に該当しない者であること。

（３）環境省から指名停止措置が講じられている期間中の者でないこと。

（４）平成２５・２６・２７年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「調査・研究」又は「その他」において、開札時までに「Ａ」、「Ｂ」又は「Ｃ」級に格付されている者であること。

（５）入札説明会に参加した者であること。
（６）環境省入札心得において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。

４．入札者の義務等
この入札に参加を希望する者は、別添３の提案書作成・審査要領に基づき、別添４の提案書作成様式を踏まえて提案書を作成し、７（１）の提出期限までに提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において支出負担行為担当官から当該提案書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

５．契約条項を示す場所等
（１）契約条項を示す場所
〒100-8975　東京都千代田区霞が関１－２－２（中央合同庁舎第５号館２５階）
環境省総合環境政策局総務課予算決算係
電話　０３－５５２１－８２２６（内線６２１２）
ＦＡＸ０３－３５９３－７１９５
（２）入札説明会の日時及び場所
日時　平成２７年３月６日（金）１４時から
場所　東京都千代田区霞が関１－２－２　環境省第２会議室
（中央合同庁舎第５号館１９階）
※１　平成２５・２６・２７年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）の審査結果通知書の写しを必ず持参すること。
※２　参加者多数の場合は、１社１名とする場合がある。

６．入札に関する質問の受付
（１）この入札説明書、添付資料等に関する質問がある場合は、次に従い書面（様式は任意）により、持参又は電子メールで提出すること。
ア．提出期限　平成２７年３月９日（月）１７時まで
（持参の場合は、１２時から１３時を除く。）
イ．提出場所　〒１００－８９７５　東京都千代田区霞が関１－２－２
（中央合同庁舎第５号館２５階）
環境省総合環境政策局環境影響評価課環境影響審査室
（担当：會田）
電子メール　sokan-shinsa@env.go.jp
電話　０３－５５２１－８２３５
ウ．提出方法
持参又は電子メールにより提出すること。電子メールの場合には、「平成２７年度風力発電等環境アセスメント基礎情報整備モデル事業に係る質問事項」＋「（地区名又は全般）」のメールタイトルで提出すること。
（２）（１）の質問に対する回答は、平成２７年３月１０日（火）１７時までに電子メールにより行う。

７．提案書の提出期限及び提出場所等

（１）提案書の提出期限及び提出場所

期限　　平成２７年３月２０日（金）１７時まで
ただし、持参する場合の受付時間は、平日の１０時から１７時まで（１２時から１３時は除く。）とする。

場所　　６（１）イの場所

（２）提案書の提出方法

ア．提案書は、提出場所に持参又は郵送（書留郵便等の配達の記録が残るものに限る。）すること。電話、ＦＡＸ又は電子メールによる提出は認めない。提案書を郵送する場合は、包装の表に「提案書在中」と明記すること。

イ．理由の如何によらず、提案書が提出期限内に提出場所に現に届かなかった場合は、入札に参加することはできない。

ウ．入札者は、その提出した提案書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

８．提案書の審査

提出された提案書は、別添５の評価基準表に基づき提案に係る事項の履行の確実性に留意して、環境省において審査し、合格した提案書に係る入札書のみを落札決定の対象とする。提案書の合否については、開札日の前日までに入札者に連絡し、不合格となった提案書に係る入札者には、理由を付して通知するものとする。

９．競争執行の日時、場所等

（１）入札・開札の日時及び場所

日時　　平成２７年３月２７日（金）１６時００分

場所　　東京都千代田区霞が関１－２－２　環境省第２会議室
（中央合同庁舎第５号館１９階）

（２）入札書の提出方法

ア．入札書は、（１）の日時及び場所に、環境省入札心得に定める様式１による入札書を提出すること。電話、ＦＡＸ、郵送等による提出は認めない。なお、入札書の日付は、入札日を記入すること。

イ．入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

（３）入札の無効

本入札説明書に示した競争参加資格のない者又は入札条件に違反した者の提出した入札書は無効とする。

10．落札者の決定方法

次の各要件を満たす入札者のうち、別添３の提案書の作成・審査要領に規定する「総合評価点の計算方法」によって得られた数値の最も高い者を落札者とする。

ア．入札価格が、予算決算及び会計令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。

イ．提案書が、別添５の評価基準表に定める評価項目のうち必須とされた項目の基礎点の評価基準をすべて満たしていること。

11．暴力団排除に関する誓約

当該業務の入札については、環境省入札心得において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約の上参加すること。また、誓約事項に誓約する旨を提案書及び入札書に明記すること。

12．その他

（１）提案書の履行の確約

契約書には、提案書が添付され、又は提案書の内容が記載されるものであり、落札者は、提案書の内容の履行を確約しなければならない。

（２）落札者以外の事業実施協力者が存在する場合

提案書において落札者以外の者の協力を得て事業を実施する旨の提案を行っている場合は、契約の締結に当たりその履行を担保するため、協力の内容、態様等に応じ、契約書の添付資料として再委任等の実施書又は共同事業実施協定書の提出を求めることがある。落札者がこれに応じないときは、契約書の提出がないものとして、落札は、その効力を失う。

（３）入札結果の公表

落札者が決定したときは、入札結果は、落札者を含め入札者全員の商号又は名称、入札価格及び総合評価点について、開札場において発表するとともに、環境省ホームページで公表するものとする。

（４）提案書の取扱い

提出された提案書は、当該入札者に無断で、環境省において入札の審査以外の目的に使用することはない。落札者の提案書は、契約書に添付又は記載されるものであり、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成１１年法律第４２号）に基づき、不開示情報（個人情報、法人等の正当な利益を害するおそれがある情報等）を除いて開示される場合がある。

（５）契約締結日は、本業務に係る平成２７年度予算（暫定予算を含む。）が成立した日以降とする。

また、暫定予算となった場合、全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみの契約とする場合がある。

◎添付資料

・別紙　　環境省入札心得
・別添１　委託契約書（案）
・別添２　仕様書
・別添３　提案書作成・審査要領
・別添４　提案書作成様式
・別添５　評価基準表
・別添６　環境マネジメントシステム認証制度の例

（別紙）

環 境 省 入 札 心 得
（ 工 事 以 外 ）

１．趣旨

環境省の所掌する契約（工事に係るものを除く。）に係る一般競争又は指名競争（以下「競争」という。）を行う場合において、入札者が知り、かつ遵守しなければならない事項は、法令に定めるものの他、この心得に定めるものとする。

２．入札説明書等

（１）入札者は、入札説明書及びこれに添付される仕様書、契約書案、その他の関係資料を熟読のうえ入札しなければならない。

（２）入札者は、前項の書類について疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。

（３）入札者は、入札後、（１）の書類についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

３．入札保証金及び契約保証金

環境省競争参加資格（全省庁統一資格）を保有する者の入札保証金及び契約保証金は、全額免除する。

４．入札書の書式等

入札者は、様式１による入札書を提出しなければならない。

５．入札金額の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の８パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の１０８分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

６．入札書の提出

（１）入札書を提出する場合は、入札説明書において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約の上提出すること。なお、書面により入札する場合は、誓約事項に誓約する旨を入札書に明記することとし、電子入札システムにより入札した場合は、当面の間、誓約事項に誓約したものとして取り扱うこととする。

（２）書面による入札書は、封筒に入れ封印し、かつその封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）、宛名（支出負担行為担当官環境省総合環境政策局長殿と記載）及び「平成２７年○月○日開札［平成２７年度風力発電等環境アセスメント基礎情報整備モデル事業（○○○情報整備モデル地区における地域固有環境情報調査事業）委託業務］の入札書在中」と朱書きして、入札時までに提出すること。

（３）電子入札システムにより入札する場合は、同システムに定める手続に従い、入札日時までに入札書を提出すること。通信状況により提出期限内に電子入札システムに入札書が到着しない場合があるので、時間的余裕を持って行うこと。また、競争参加資格を証明する書類をスキャナ等により電子データ化したものを、電子入札システムの手順に応じて、入札日時までに提出すること。

７．代理人等（代理人又は復代理人）による入札及び開札の立会い

代理人により入札を行い又は開札に立ち会う場合は、代理人は、様式２による委任状を持参しなければならない。

８．代理人の制限

入札者又はその代理人は、当該入札に係る他の入札者の代理人を兼ねることができない。

９．入札の無効

次の各項目の一に該当する入札は、無効とする。

①　競争に参加する資格を有しない者による入札
②　指名競争入札において、指名通知を受けていない者による入札
③　委任状を持参しない又は電子入札システムに定める委任の手続きを終了していない代理人による入札
④　書面による入札において記名押印（外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。）を欠く入札
⑤　金額を訂正した入札
⑥　誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
⑦　明らかに連合によると認められる入札
⑧　同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は２者以上の代理をした者の入札
⑨　入札者に求められる義務を満たすことを証明する必要のある入札にあっては、証明書が契約担当官等の審査の結果採用されなかった入札
⑩　入札書の提出期限までに到着しない入札
⑪　別紙において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約しない者による入札
⑫　その他入札に関する条件に違反した入札

10．入札の延期等

入札参加者が相連合し又は不穏の行動をする等の場合であって、入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し若しくはとりやめることがある。

11．開札の方法

（１）開札は、入札者又は代理人を立ち会わせて行うものとする。ただし、入札者又は代理人の立会いがない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせて行うことができる。
（２）入札者又は代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応

じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は委任状を提示しなければならない。
（３）入札者又は代理人は、開札時刻後においては開札場に入場することはできない。
（４）入札者又は代理人は、契約担当官等が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。
（５）開札をした場合において、予定価格の制限内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うものとする。なお、開札の際に、入札者又は代理人が立ち会わなかった場合は、再度入札を辞退したものとみなす。

12. 落札者となるべき者が２者以上ある場合の落札者の決定方法

当該入札の落札者の決定方法によって落札者となるべき者が２者以上あるときは、直ちに当該者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。なお、入札者又は代理人が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き、落札者を決定するものとする。

13. 落札決定の取消し

落札決定後であっても、入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取消すことができる。

14. 契約書の提出等

（１）落札者は、契約担当官等から交付された契約書に記名押印（外国人又は外国法人が落札者である場合には、本人又は代表者が署名することをもって代えることができる。）し、落札決定の日から１０日以内（期終了の日が行政機関の休日に関する法律（昭和６３年法律第９１号）第１条に規定する日に当たるときはこれを算入しない。）に契約担当官等に提出しなければならない。ただし、契約担当官等が必要と認めた場合は、この期間を延長することができる。
（２）落札者が前項に規定する期間内に契約書を提出しないときは、落札は、その効力を失う。

15. 契約手続において使用する言語及び通貨

契約手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨に限る。

別紙

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について、入札書（見積書）の提出をもって誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、官側の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

１．次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

（１）契約の相手方として不適当な者

ア　法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（２）契約の相手方として不適当な行為をする者

ア　暴力的な要求行為を行う者

イ　法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ　取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ　偽計又は威力を用いて会計課長等の業務を妨害する行為を行う者

オ　その他前各号に準ずる行為を行う者

２．暴力団関係業者を再委託又は当該業務に関して締結する全ての契約の相手方としません。

３．再受任者等（再受任者、共同事業実施協力者及び自己、再受任者又は共同事業実施協力者が当該契約に関して締結する全ての契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

４．暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は再受任者等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。

様式１

入　　札　　書

平成　　年　　月　　日

支出負担行為担当官
　環境省総合環境政策局長　殿

住　　所
会　社　名
代表者氏名　　印

（複）代理人　　印

注）代理人又は復代理人が入札書を持参して入札する場合に、（復）代理人の記名押印が必要。このとき、代表印は不要（委任状には必要）。

下記のとおり入札します。

記

１　入札件名　：平成２７年度風力発電等環境アセスメント基礎情報整備モデル事業（＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿情報整備モデル地区における地域固有環境情報調査事業）委託業務［総合評価落札方式］

２　入札金額　：金＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

３　契約条件　：契約書及び仕様書その他一切貴省の指示のとおりとする。

４　誓約事項　：暴力団排除に関する誓約事項に誓約する。

様式２－①

委　　任　　状

平成　　年　　月　　日

支出負担行為担当官
　環境省総合環境政策局長　殿

住　　所
（委任者）会　社　名
代表者氏名　　印

代理人住所
（受任者）所属（役職名）
氏　　名　　印

当社　　を代理人と定め下記権限を委任します。

記

（委任事項）

１　平成２７年度風力発電等環境アセスメント基礎情報整備モデル事業
　（＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿情報整備モデル地区における地域固有環境情報調査事業）
　委託業務の入札に関する一切の件

２　１の事項にかかる復代理人を選任すること。

様式２－②

委　　任　　状

平成　　年　　月　　日

支出負担行為担当官
　環境省総合環境政策局長　殿

代 理 人 住 所
（委任者）所属（役職名）
氏　　名　　印

復代理人住所
（受任者）所属（役職名）
氏　　名　　印

当社　　を復代理人と定め下記権限を委任します。

記

（委任事項）

平成２７年度風力発電等環境アセスメント基礎情報整備モデル事業
（＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿情報整備モデル地区における地域固有環境情報調査事業）
委託業務の入札に関する一切の件

（別添 1）

委　託　契　約　書（案）

支出負担行為担当官　環境省総合環境政策局長　小林　正明（以下「甲」という。）は、〔相手方商号・名称、代表者役職・氏名〕（以下「乙」という。）と平成２７年度風力発電等環境アセスメント基礎情報整備モデル事業（〔○○○○〕情報整備モデル地区における地域固有環境情報調査事業）委託業務（以下「委託業務」という。）について、次の条項により契約を締結する。

（契約の目的）

第１条　乙は、別添の仕様書及び提案書に基づき委託業務を行うものとする。

（委託費の金額）

第２条　甲は、乙に金　　円（うち消費税及び地方消費税の額　　円）を超えない範囲内で委託業務に要する費用（以下「委託費」という。）を支払う。

２　前項の消費税及び地方消費税の額は、消費税法（昭和６３年法律第１０８号）第２８条第１項及び第２９条並びに地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第７２条の８２及び第７２条の８３の規定に基づき、契約金額に１０８分の８を乗じて得た額である。

（履行期限及び納入場所）

第３条　履行期限及び納入場所は次のとおりとする。

履行期限　平成２８年３月３１日

納入場所　環境省総合環境政策局環境影響評価課環境影響審査室

（契約保証金）

第４条　甲は、この契約の保証金を免除するものとする。

（再委託等の禁止）

第５条　乙は、業務の全部若しくはその主たる部分の処理を他人に委託し、又は請け負わせてはならない。但し、書面により甲の承認を得たときはこの限りではない。

（監督）

第６条　乙は、甲の指示監督により業務を行うものとする。

２　業務の遂行にあたって疑義又は不明の点が生じたときは、甲の指示に従うものとする。

（報告書の提出）

第７条　乙は、この委託業務が完了したときは、環境省委託契約事務取扱要領（平成１３年環境省訓令第２７号。以下「要領」という。）による委託業務完了報告書（以下「報告書」という。）を作成し、第３条に定める履行期限までに甲に提出しなければならない。

２　乙は、第３条に定める履行期限の経過後３０日以内又は委託業務実施年度の翌年度の４月１０日のいずれか早い日までに、委託業務の成果を記載し、委託費の支出内容を明らかにした委託業務精算報告書を要領により作成して、甲に提出しなければならない。

（検査）
第８条　甲は、前条第１項の報告書を受理したときは、受理した日から起算して１０日以内又は委託業務実施年度の３月３１日のいずれか早い日までに、完了した委託業務が契約の内容に適合したものであるかどうかを検査し、委託業務の完了を確認しなければならない。

（委託費の額の確定）
第９条　甲は、前条の規定に基づく検査の結果、乙の実施した委託業務の内容が契約に適合すると認めたときは、第７条第２項の報告書に基づき委託費の額を確定し、乙に通知する。
２　前項の委託費の確定額は、委託業務に要した経費の支出済額と第２条第１項に規定する委託費の金額のいずれか低い額とする。

（委託費の支払い）
第１０条　乙は、前条第１項の規定による通知を受けた後に、委託費の支払いを請求するものとする。
２　甲は、前項の規定にかかわらず、概算払に係る環境大臣と財務大臣との協議が整った場合においては、必要があると認められる金額について、乙の請求により概算払をすることができるものとする。この場合乙は、委託業務の進捗状況及び必要経費を明らかにし、要領による概算払請求書とともに甲に提出するものとする。
３　官署支出官は、第１項又は第２項の規定による適法な請求書を受理した日から起算して３０日以内（以下「約定期間」という。）に委託費を支払わなければならない。

（支払遅延利息）
第１１条　甲は、前条第３項の約定期間内に委託費を乙に支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、契約金額に対し、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示により財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を遅延利息として乙に支払わなければならない。ただし、約定期間内に支払わないことが、天災地変等甲の責に帰すことのできない事由によるときは、当該事由の継続する期間は、遅延利息の算定日数に算入しないものとする。

（過払金の返還）
第１２条　乙は、既に支払を受けた委託費が、第９条第１項の委託費の確定額を超えるときは、その超える金額について、甲の指示に従って返還しなければならない。

（仕様書の変更）
第１３条　甲は、必要があると認めるときは、仕様書の変更内容を乙に通知して、仕様書を変更することができる。この場合において、甲は、必要があると認められるときは履行期間若しくは契約金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（業務の中止等）
第１４条　天災地変その他やむを得ない事由により、業務の遂行が困難となったときは、乙は、甲と協議の上契約の解除又は変更を行うものとする。
２　前項の規定により契約を解除するときは、第７条から第１２条までの規定に準じ精算する。

（契約の解除）

第１５条　甲は、次の各号の一に該当するときは、催告することなくこの契約の全部又は一部を解除することができる。

一　乙の責に帰する事由により、乙がこの契約の全部又は一部を履行する見込みがないと認められるとき。

二　乙が第５条、第２４条又は第３０条の規定に違反したとき。

三　乙又はその使用人が甲の行う監督及び検査に際し不正な行為を行い、又は監督官等の職務の執行を妨げたとき。

四　履行期限内に業務結果の提出がなかったとき。

２　甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、催告することなくこの契約を解除することができる。

一　法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

二　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

三　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

四　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

五　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

３　甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、催告することなくこの契約を解除することができる。

一　暴力的な要求行為

二　法的な責任を超えた不当な要求行為

三　取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

四　偽計又は威力を用いて甲等の業務を妨害する行為

五　その他前各号に準ずる行為

４　甲は、前三項の規定によりこの契約の全部又は一部を解除した場合は、既に支払った委託費の全部又は一部の返還を、期限を定めて乙に請求することができる。

（再受任者等に関する契約解除）

第１６条　乙は、契約後に再受任者等（再受任者及び共同事業実施協力者並びに乙、共同事業実施協力者又は再受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）が第１５条第２項及び第３項の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）であることが判明したときは、直ちに当該再受任者等との契約を解除し、又は再受任者等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

２　甲は、乙が再受任者等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再受任者等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再受任者等との契約を解除せず、若しくは再受任者等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、催告することなくこの契約を解除することができる。

（違約金等）

第１７条　次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、契約金額の１００分の１０に相当する金額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

一　甲が第１５条又は前条第２項の規定により契約の全部又は一部を解除したとき。

二　この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）第３条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第８条第１号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第７条の２第１項（独占禁止法第８条の３において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第５１条第２項の規定により取り消された場合を含む。）。

三　納付命令又は独占禁止法第７条若しくは第８条の２の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「乙等」という。）に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

四　納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

五　この契約に関し、乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の６又は独占禁止法第８９条第１項若しくは第９５条第１項第１号に規定する刑が確定したとき。

２　前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超える場合において、甲がその超える分の損害を損害金として請求することを妨げない。

（損害賠償）

第１８条　甲は、第１５条第２項、第３項又は第１６条第２項の規定によりこの契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

２　乙は、甲が第１５条第２項、第３項又は第１６条第２項の規定によりこの契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

３　乙は、甲が前項の規定により損害の賠償を請求した場合は、損害金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

（延滞金）

第１９条　乙は、第１５条第４項の規定による委託費の返還、第１７条の規定による違約金等の支払い、又は前条第３項の規定による損害金の支払いを甲の指定する期間内に行わないときは、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年５パーセントの割合で計算した額の延滞金を甲に支払わなければならない。

（表明確約）
第２０条　乙は、第１５条第２項及び第３項のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。
２　乙は、解除対象者を再受任者等としないことを確約する。

（不当介入に関する通報・報告）
第２１条　乙は、自ら又は再受任者等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再受任者等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

（かし担保）
第２２条　甲は、仕様書による成果物を受理した後１年以内に隠れたかしを発見したときは、直ちに期限を指定して当該かしを修補させることができるものとする。

（著作権等の継承）
第２３条　乙が委託業務の実施により取得した著作権等の無体財産権は、委託業務の終了とともに甲が継承するものとする。

（秘密の保全）
第２４条　乙は、この契約の履行に際し知得した相手方の秘密を第三者に漏らし又は利用してはならない。
２　乙は、あらかじめ書面による甲の承認を得た場合のほかは、委託業務の結果について発表又は出版等結果の公表を行ってはならない。

（再委託等契約内容の制限）
第２５条　乙は、第５条の規定により再委託を承認された場合に乙が行う委託契約中に前二条と同様の規定を定めなければならない。

（帳簿等）
第２６条　乙は、委託費について帳簿を備え、これに収入支出の額を記載し、その出納を明らかにしておかなければならない。
２　乙は、前項の帳簿及びその支出内容を証する証拠書類を、委託業務の精算が完了した日又は中止（廃止）の承認を受けた日の属する年度の翌年度の４月１日から起算して５年間保存しなければならない。

（委託業務の調査）
第２７条　甲は、必要があると認めたときは、職員に命じて、委託業務の実施状況、委託費の使途その他必要な事項について、乙から報告を求め、又は実地に調査できるものとする。
（財産の管理）
第２８条　乙は、委託費により財産を取得した場合は、第７条第１項の規定による報告書を提出するまで又は甲が提出を求めたときに甲に届け出なければならない。
２　乙は、委託費により取得した財産を、善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

３　この委託業務を実施するに当たって委託費により取得した財産（以下「取得財産」という。）の所有権（取得財産に係るその他の権利を設定した場合は、これらの権利を含む。以下同じ。）については、委託業務が完了（乙が、複数年度にわたり実施することを前提としている場合には、最終年度に当たる委託業務が完了するときとする。以下同じ。）若しくはこの契約を解除するまでの間、乙にこれを帰属させるものとする。
４　乙は、第１項の財産のうち甲が指定するものについて、委託業務を完了し若しくはこの契約を解除し又は甲が返還を求めたときは、甲の指示に従い、これを甲に返還しなければならない。この場合において、所有権は乙から甲に移転するものとする。

（財産管理に係る費用の負担等）
第２９条　乙は、委託業務の終了の時期までの間、取得財産の維持、保管等に係る費用を負担するとともに、当該財産に起因する事故によって当該財産を所有する乙以外の第三者が損害を受けた場合には、その責任を負わなければならない。

（債権譲渡の禁止）
第３０条　乙は、この契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を甲の承認を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

（紛争又は疑義の解決方法）
第３１条　この契約について、甲乙間に紛争又は疑義を生じた場合には、必要に応じて甲乙協議して解決するものとする。

本契約の証として本書２通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成　　年　　月　　日

甲　　住　所　　東京都千代田区霞が関１丁目２番２号
　　氏　名　　支出負担行為担当官
　　環境省総合環境政策局長　　小林　正明　　印

乙　　住　所
　　氏　名　　印

（別添３）

平成２７年度風力発電等環境アセスメント基礎情報整備モデル事業
（○○○○情報整備モデル地区における地域固有環境情報調査事業）
委託業務に係る提案書作成・審査要領

環　境　省

本書は、平成２７年度風力発電等環境アセスメント基礎情報整備モデル事業（○○○○情報整備モデル地区における地域固有環境情報調査事業）委託業務に係る提案書の作成、審査等の要領を提示するものである。

Ⅰ　提案書作成要領

１．提案書の構成及び作成方法

評価項目			要求要件
大項目	中項目	小項目	
０　仕様書の遵守			仕様書に規定する業務の目的や作業事項に反し、又は矛盾する提案がないこと。
１　業務の基本方針			仕様書を踏まえ、業務の実施に当たっての基本方針として情報整備モデル地区ごとに以下の事項を示すこと。 ・風力発電事業を行うに当たっての環境影響に関する留意点・課題等 ・風力発電事業に係る環境影響評価を実施するに当たっての留意点・課題等 ・地域概況調査及び地域ヒアリング調査によって現況把握を行うに当たり、重要と考えられる情報の収集整理の考え方、留意点及び課題等 ・現地調査を実施する際の留意点及び課題等並びにそれを解決するための方策等
２　業務の実施方法	2.1 仕様書 2.3 の業務内容（地域概況調査）		風力発電事業に係る環境影響評価の現況把握として、特に重要と考えられる地域概況の項目について、情報整備モデル地区ごとに考え方や着眼点、留意点を示すこと。 また、調査の対象とする国、地方公共団体及び地域の研究機関等の既存資料について、情報整備モデル地区ごとに資料名又は収集先等を具体的

		に提示するとともに、考え方や着眼点、留意点を示すこと。
	2.2仕様書2.4の業務内容（地域ヒアリング調査）	風力発電事業に係る環境影響評価の現況把握として、特に重要と考えられる地域ヒアリング調査の項目について、情報整備モデル地区ごとに着眼点、留意点を示すこと。 また、調査の対象とする専門家等について、情報整備モデル地区ごとに候補、所属及び専門分野等を具体的に提示するとともに、考え方や着眼点、留意点を示すこと。
	2.3仕様書2.5の業務内容（現地調査）	風力発電事業に係る環境影響評価の現況把握として実施する現地調査であることを踏まえ、情報整備モデル地区ごとに以下の事項を示すこと。 ・調査地域における具体的な調査地点の配置に関する考え方や着眼点、留意点 ・調査手法及び具体的な調査時期等の設定に関する考え方や着眼点、留意点
	2.4仕様書2.6の業務内容（報告書のとりまとめ）	本業務の成果を環境影響評価手続における現況把握の結果として活用するに当たっての考え方や着眼点・留意点を示すこと。
	2.5仕様書2.7の業務内容（地理情報システム(GIS)の電子データの作成）	本業務の成果を「環境アセスメント環境基礎情報データベースシステム」に収録するに当たっての考え方や着眼点・留意点を示すこと。
3　業務の実施計画		仕様書の各業務内容を実施するに当たっての作業事項を作業進行予定表にまとめること。 特に現地調査の具体的な実施時期について情報整備モデル地区ごとに提案すること。
4　業務の実施体制	4.1実施体制、役割分担等	業務の実施体制について、業務内容ごとに担当する人員の構成、役割分担、配置予定従事者の氏名及び選任理由を記載すること。 再委託を予定している場合には、具体的な体制を記載すること。 また、対象とする情報整備モデル地区が位置する都道府県、市町村、関係団体及び地権者等との調整に当たり、連携や協力の見通し及び体制（各地区における支社や協力会社等）について記載すること。

	4.2 従事者の実績、能力、資格等	配置予定業務従事者の風力発電事業に係る環境影響評価の図書の作成、現地調査等の実績、本業務に関係する能力の資格等を示すこと。 配置予定業務従事者の業務従事期間中における本業務以外の手持ち業務の状況を記載すること。
5　組織の実績		風力発電事業に係る環境影響評価の図書の作成、現地調査の実施、あるいは類似する業務の実施実績があれば、その件数、それぞれの概要、発注元が官公庁である場合はその発注元名称を記載すること。
6 組織の環境マネジメントシステム認証取得状況		ＩＳＯ１４００１、エコアクション２１、ＫＥＳ、エコステージ、地方公共団体による認証制度などのうち、第三者による環境マネジメント認証取得の有無を示すこと。有の場合は認証の名称を記載し、証明書の写しを添付すること。ただし、開札する時点において認証期間中であること。

提案書は、上記評価項目に基づき、次に従って作成すること。

1）「はじめに」の項を冒頭に設け、「本書は、平成２７年度風力発電等環境アセスメント基礎情報整備モデル事業（○○○○情報整備モデル地区における地域固有環境情報調査事業）委託業務仕様書に基づき、その実施方法等に関する提案を行うものである。本業務の実施に当たっては、同仕様書を遵守し、本提案書をその実施計画書と位置づけて行うものとする。」と必ず記載すること。

　このため、提案書の作成に当たっては、仕様書に反し、又は矛盾する事項がないか十分に点検すること。なお、提案書が仕様書に反し、又は矛盾すると認められたときは、評価項目「0　仕様書の遵守」に基づき、当該提案書は不合格となる。

2）「はじめに」以下は、上記評価項目に従い「1 業務の基本方針」から「6 組織の環境マネジメントシステム認証取得状況」までの各評価項目を目次とし、それぞれの要求要件に基づき提案書を作成すること（別添様式参照）。記述上の必要性に応じ、各評価項目内を細分化して目次立てすることは差し支えない。

3）提案書に詳細に記載するよりも添付資料を参照した方がわかりやすい事項については、提案書中に「△については、別添資料○参照」と記載して、資料添付を行うことは差し支えない。ただし、添付資料が大部にわたる場合は、必ずその要点を提案書中に記載すること。「評価項目」及び「要求要件」との関係が容易に分かり難い添付資料は、添付されなかったとみなすことがある。

4）提案書は、難解な専門用語には注釈を付すなど、専門家以外でも理解でき、審査

可能なように平易な記述に努めること。

２．提案書様式、提出部数等

提案書は、別添様式を踏まえて作成すること。記載上の必要に応じて様式を変更しても差し支えないが、様式の変更は必要最小限にとどめること。提案書の分量は、A4サイズ 20 頁程度（添付資料は含まず。）とし、原則として両面印刷によること。

提案書は、添付資料を含めて綴じ込んだ１式を５部提出すること。

環境省から連絡が取れるよう、提案書上に連絡先（電話番号、ＦＡＸ番号及びメールアドレス）を記載すること。

３．留意事項

落札した者が提出した提案書は、仕様書とともに原則としてそのまま契約書に添付され、本業務の実施計画書になるものであり、確実に実施可能な内容として作成すること。提案書に従った履行がなされない場合は、債務不履行として契約解除及び損害賠償請求の事由となる。

Ⅱ　提案書の審査及び落札決定の方法

１．落札方式及び得点配分

１）落札方式

次の要件を満たしている者のうち、２）によって得られた総合評価点の最も高い者を落札者とする。

① 入札価格が予定価格の範囲内であること。

② 「評価基準表」中、必須とされた評価項目の基礎点をすべて獲得していること。

２）総合評価点の計算方法

総合評価点＝技術点＋価格点

技術点＝基礎点＋加点　（満点２００点）

＊技術点は、環境省に設置する提案書審査検討会の各検討員の採点結果の平均値を算出し、小数点第三位以下を切り捨てたものとする。

価格点＝１００×（１－入札価格÷予定価格）

＊価格点は、上記式により数値を算出し、小数点第三位以下を切り捨てたものとする。

２．提案書審査（技術点の採点）の手順

１）入札資格を有する者から提出された提案書について、「評価基準表」に基づき、必須とされた項目の基礎点に係る評価を提案書審査検討会の各検討員が行う。各検討員の評価結果を同検討会で協議し、検討会において各必須項目毎に基礎点の獲得の可否を判断する。すべての必須項目の基礎点を獲得した提案書を合格（基礎点を付与）とし、それ以外の提案書は不合格とする。

２）合格した提案書について、検討員毎に評価項目の加点部分の評価を行い、基礎点と合計した採点結果を記入する。各検討員の採点結果を検討会で確認し、事実誤認等があれば各検討員において訂正する。確定した各検討員の採点結果の技術点について、その平均値を算出する。

３．落札決定

２．による技術点に、当該提案書に係る入札価格に基づく価格点を加算し、総合評価点を算出する。各提案書の総合評価点を比較し、最も高い数値を得た提案書の提出者を落札者とする。

（別添４）

平成２７年　　月　　日

支出負担行為担当官
　環境省総合環境政策局長　殿

住所
商号又は名称
代表者氏名　　印

平成２７年度風力発電等環境アセスメント基礎情報整備モデル事業
（○○○情報整備モデル地区における地域固有環境情報調査事業）
委託業務に係る提案書の提出について

標記の件について、別添のとおり提出します。
なお、書類の提出にあたり、暴力団排除に関する誓約事項に誓約します。

機密性２（入札公告後は機密性１）

平成２７年度風力発電等環境アセスメント基礎情報整備モデル事業（〇〇〇情報整備モデル地区における地域固有環境情報調査事業）委託業務に係る提案書（作成様式）

提案書作成責任者
（株）　　△部×課　〇〇〇
電話番号、ＦＡＸ番号、メールアドレス

はじめに

本書は、平成２７年度風力発電等環境アセスメント基礎情報整備モデル事業（〇〇〇情報整備モデル地区における地域固有環境情報調査事業）委託業務仕様書に基づき、その実施方法等に関する提案を行うものである。本業務の実施に当たっては、同仕様書を遵守し、本提案書をその実施計画書と位置づけて行うものとする。

なお、書類の提出にあたり、暴力団排除に関する誓約事項に誓約する。

１．業務の基本方針

（作成注）

仕様書を踏まえ、業務の実施に当たっての基本方針として情報整備モデル地区ごとに以下の事項を示すこと。

・風力発電事業を行うに当たっての環境影響に関する留意点・課題等
・風力発電事業に係る環境影響評価を実施するに当たっての留意点・課題等
・地域概況調査及び地域ヒアリング調査によって現況把握を行うに当たり、重要と考えられる情報の収集整理の考え方、留意点及び課題等
・現地調査を実施する際の留意点及び課題等並びにそれを解決するための方策等

（※）Ａ４版２頁以内とする。

２．業務の実施方法の提案

2.1　仕様書2.3の業務内容（地域概況調査）
（作成注） 風力発電事業に係る環境影響評価の現況把握として、特に重要と考えられる地域概況の項目について、情報整備モデル地区ごとに考え方や着眼点、留意点を示すこと。 また、調査の対象とする国、地方公共団体及び地域の研究機関等の既存資料について、情報整備モデル地区ごとに資料名又は収集先等を具体的に提示するとともに、考え方や着眼点、留意点を示すこと。

（※）Ａ４版１頁以内とする。

2.2　仕様書2.4の業務内容（地域ヒアリング調査）
（作成注） 風力発電事業に係る環境影響評価の現況把握として、特に重要と考えられる地域ヒアリング調査の項目について、情報整備モデル地区ごとに着眼点、留意点を示すこと。 また、調査の対象とする専門家等について、情報整備モデル地区ごとに候補、所属及び専門分野等を具体的に提示するとともに、考え方や着眼点、留意点を示すこと。

（※）Ａ４版１頁以内とする。

2.3　仕様書2.5の業務内容（現地調査）
（作成注） 風力発電事業に係る環境影響評価の現況把握として実施する現地調査であることを踏まえ、情報整備モデル地区ごとに以下の事項を示すこと。 ・調査地域における具体的な調査地点の配置に関する考え方や着眼点、留意点 ・調査手法及び具体的な調査時期等の設定に関する考え方や着眼点、留意点

（※）Ａ４版３頁以内とする。

2.4　仕様書2.6の業務内容（報告書のとりまとめ）
（作成注） 本業務の成果を環境影響評価手続における現況把握の結果として活用するに当たっての考え方や着眼点・留意点を示すこと。

（※）Ａ４版１頁以内とする。

2.5　仕様書2.7の業務内容（地理情報システム(GIS)の電子データの作成）
（作成注） 本業務の成果を「環境アセスメント環境基礎情報データベースシステム」に収録するに当たっての考え方や着眼点・留意点を示すこと。

（※）Ａ４版１頁以内とする。

３．業務の実施計画

時　期	内　　容
	（作成注） 仕様書の各業務内容を実施するに当たっての作業事項を作業進行予定表（フロー図）にまとめること。 特に現地調査の具体的な実施時期について情報整備モデル地区ごとに提案すること。

（※）Ａ４版１頁以内とする。

４．業務の実施体制

４．１　実施体制、役割分担等

（作成注）

業務の実施体制について、業務内容ごとに担当する人員の構成、役割分担、配置予定従事者の氏名及び選任理由を記載すること。

再委託を予定している場合には、具体的な体制を記載すること。

また、対象とする情報整備モデル地区が位置する都道府県、市町村、関係団体及び地権者等との調整に当たり、連携や協力の見通し及び体制（各地区における支社や協力会社等）について記載すること。

（※）それぞれＡ４版１頁以内とする。

４．２　従事者の実績、能力、資格等

（１）予定業務従事者（役割分担：管理技術者又は各役割分担（複数の役割分担を担当する場合はそのすべてを記載する））

氏　名		生年月日	
所　属 役　職		経験年数（うち本業務の類似業務の従事年数） 年（　　年）	
学　歴 （卒業年次/学校種別/専攻）			

従事技術分野に関わる経歴（直近の順に記入）
１）　　年　　月～　　年　　月（　年　ヶ月）
２）　　年　　月～　　年　　月（　年　ヶ月）
３）　　年　　月～　　年　　月（　年　ヶ月）

主な手持ち業務の状況（手持ち業務の総数：平成２７年○月○日現在　　件）			
業　務　名	発　注　機　関	履行期間	契約金額

主な業務実績			
業務名		契約金額	
発注機関		履行期間	
○業務の概要			

保　有　資　格
○主な資格（技術士、環境アセスメント士など）

注１　本様式は一人につきＡ４版１ページに記載すること。

注２　手持ち業務は、契約金額が５００万円以上の業務を対象とし、当該予定業務従事者が他の業務における企画競争方式や一般競争入札方式（総合評価型）等の提案あるいは受注決定後未契約のものにおいて、予定業務従事者等である場合は、参考見積金額を契約金額と想定し、記載することとする。

注３　管理技術者及び、様式４．１の役割分担ごとに主な業務従事者１名について記載すること。なお、一人の予定業務従事者が複数の役割分担の主な業務従事者になることは構わない。

注４　類似業務等の実績概要では業務名、発注機関、履行時期及びその概要を記載のこと。

５．組織の実績

風力発電事業に関する環境影響評価に係る図書の作成及び現地調査の実施、あるいは類似する業務の実施実績があれば、その件数、それぞれの概要、発注元が官公庁である場合はその発注元名称を記載すること。

業務等の名称			
発注機関 (名称、所在地)			
(受託者名)			
(受託形態)			
履行期間			
業務等の概要			
技術的特徴			
主たる担当者の従事の有無			

注１　本様式は、Ａ４版４頁以内（注６の添付資料は含まず。）に記載すること。

注２　類似業務等は１０件まで記載できるものとする。

注３　発注機関の受注形態欄には、元請受注か下請受注かの区別を記載すること。

注４　業務等の概要の欄には、業務等の内容を具体的かつ簡潔に記載すること。

注５　技術的特徴の欄には、類似業務等の実施時の課題及びその解決策、当該業務等の実績が本業務を実施する上で資する点についても記載すること。

注６　実績を証明するものとして、元請の場合は契約書写し（含む業務仕様書等）、下請の場合は注文・請書写しを添付すること。

６．環境マネジメントシステム認証の取得状況

認証の有無：　　認証期間：	
認証の名称：	

（作成注）

・証明書の写しを添付すること。

・事業者の経営における主たる事業所（本社等）において、取得しているものに限る。

・申請中の場合は、その旨を明記し、開札前までに証明書の写しを提出したものについて加点対象とする。

平成27年度風力発電等環境アセスメント基礎情報整備モデル事業（情報整備モデル地区における地域固有環境情報調査事業）委託業務に係る提案書評価基準表　（別添5）

評価項目			要求要件	評価区分	得点配分			技術上の基準		基礎点の採点	加点の採点
大項目	中項目	小項目			合計	基礎点	加点	基礎点	加点		
0 仕様書の遵守			仕様書に規定する業務の目的や作業事項に反し、又は矛盾する提案がないこと。	必須	5	5	－	提案書が全体として仕様書を遵守しており、業務の目的や作業事項に反し、又は矛盾する内容がないこと。	—		—
1 業務の基本方針			仕様書を踏まえ、業務の実施に当たっての基本方針として情報整備モデル地区ごとに以下の事項を示すこと。 ・風力発電事業を行うに当たっての環境影響に関する留意点・課題等 ・風力発電事業に係る環境影響評価を実施するに当たっての留意点・課題等 ・地域概況調査及び地域ヒアリング調査によって現況把握を行うに当たり、重要と考えられる情報の収集整理の考え方、留意点及び課題等 ・現地調査を実施する際の留意点及び課題等並びにそれを解決するための方策等	必須	10	5	5	業務の目的・背景を的確に理解し、妥当な基本方針であること。	各情報整備モデル地区の地域特性を的確に把握しているものについては加点する。 現況把握に当たっての留意点等が的確であるものについては加点する。		
2 業務の実施方法	2.1 仕様書2.3の業務内容（地域概況調査）		風力発電事業に係る環境影響評価の現況把握として、特に重要と考えられる地域概況の項目について、情報整備モデル地区ごとに考え方や着眼点、留意点を示すこと。 また、調査の対象とする国、地方公共団体及び地域の研究機関等の既存資料について、情報整備モデル地区ごとに資料名又は収集先等を具体的に提示するとともに、考え方や着眼点、留意点を示すこと。	必須	15	5	10	提案された内容が適切なものであること。	風力発電事業に係る環境影響評価を行うにあたり、地域概況の項目についての考え方が的確であるものについては加点する。		
	2.2 仕様書2.4の業務内容（地域ヒアリング調査）		風力発電事業に係る環境影響評価の現況把握として、特に重要と考えられる地域ヒアリング調査の項目について、情報整備モデル地区ごとに着眼点、留意点を示すこと。 また、調査の対象とする専門家等について、情報整備モデル地区ごとに候補、所属及び専門分野等を具体的に提示するとともに、考え方や着眼点、留意点を示すこと。	必須	15	5	10	提案された内容が適切なものであること。	風力発電事業に係る環境影響評価の現況把握を行うに当たり、地域ヒアリング調査の項目についての考え方が的確であるものについては加点する。		
	2.3 仕様書2.5の業務内容（現地調査）		風力発電事業に係る環境影響評価の現況把握として実施する現地調査であることを踏まえ、情報整備モデル地区ごとに以下の事項を示すこと。 ・調査地域における具体的な調査地点の配置に関する考え方や着眼点、留意点 ・調査手法及び具体的な調査時期等の設定に関する考え方や着眼点、留意点	必須	35	5	30	提案された内容が適切なものであること。	風力発電事業に係る環境影響評価の現況把握として現地調査を実施するに当たり、的確かつ具体的な調査地点の配置や調査時期等の設定を提案したものについては加点する。		
	2.4 仕様書2.6の業務内容（報告書のとりまとめ）		本業務の成果を環境影響評価手続における現況把握の結果として活用するに当たっての考え方や着眼点・留意点を示すこと。	必須	10	5	5	提案された内容が適切なものであること。	本業務の成果を環境影響評価手続における現況把握の結果として活用するに当たって、的確かつ具体的な取りまとめ方法（図表の作成等）について提案したものについては加点する。		
	2.5 仕様書2.7の業務内容（地理情報システム(GIS)の電子データの作成）		本業務の成果を「環境アセスメント環境基礎情報データベースシステム」に収録するに当たっての考え方や着眼点・留意点を示すこと。	必須	10	5	5	提案された内容が適切なものであること。	本業務の成果を環境影響評価手続における「環境アセスメント環境基礎情報データベースシステム」に収録するに当たり、的確な考え方について提案したものについては加点する。		

3 業務の実施計画		仕様書の各業務内容を実施するに当たっての作業事項を作業進行予定表にまとめること。 特に現地調査の具体的な実施時期について情報整備モデル地区ごとに提案すること。	必須	5	5	－	実施可能で妥当な作業進行予定表であること。	―		―
4 業務の実施体制	4.1 実施体制、役割分担等	業務の実施体制について、業務内容ごとに担当する人員の構成、役割分担、配置予定従事者の氏名及び選任理由を記載すること。 再委託を予定している場合には、具体的な体制を記載すること。 また、対象とする情報整備モデル地区が位置する都道府県、市町村、関係団体及び地権者等との調整に当たり、連携や協力の見通し及び体制（各地区における支社や協力会社等）について記載すること。	必須	30	5	25	適切な役割分担等により業務の実施体制が構築されていること。 外部の協力者（又は再委託者）に業務の一部を行わせる場合は、業務の根幹部分を提案者が実施すること。協力者等の役割分担が明確で、適切であること。	業務実施場所の存在する都道府県、市町村、関係団体及び地権者等との業務実施に際しての連携や協力の体制が具体的かつ実効的なものである場合には加点する。		
	4.2 従事者の実績、能力、資格等	配置予定業務従事者の風力発電事業に係る環境影響評価の図書の作成、現地調査等の実績、本業務に関係する能力の資格等を示すこと。 配置予定業務従事者の業務従事期間中における本業務以外の手持ち業務の状況を記載すること。	任意	30	－	30	―	管理技術者に、本業務を遂行するに相応しい資格を有する者を配置している場合には加点する。 （本業務を遂行するに相応しい資格の例） 技術士（総合技術管理部門） 技術士（建設部門-建設環境） 技術士（環境部門） 環境アセスメント士 また、各予定業務従事者の実績、資格に応じて加点する。 ただし、業務従事者が本業務以外の過度の手持ち業務（予定を含む）を担当する場合には加点しない。	―	
5 組織の実績		風力発電事業に関する環境影響評価に係る図書の作成及び現地調査の実施、あるいは類似する業務の実施実績があれば、その件数、それぞれの概要、発注元が官公庁である場合はその発注元名称を記載すること。	任意	30	－	30	―	法又は条例（自主アセスや経過措置は含まない）に基づく環境影響評価手続きの元請けの実績に応じて加点する。	―	
6 組織の環境マネジメントシステム認証取得状況		ISO14001、エコアクション21、KES、エコステージ、地方公共団体による認証制度などのうち、第三者による環境マネジメント認証取得の有無を示すこと。有の場合は認証の名称を記載し、証明書の写しを添付すること。ただし、開札する時点において認証期間中であること。	任意	5	－	5	―	事業者の経営における主たる事務所（本社等）において、環境マネジメント認証取得があるか。1つでもあれば加点（5点）する。	―	
			技術点小計	200	45	155			加点合計	
									基礎点	
			価格点	100					価格点	
			総計	300					総合評価点	

※基礎点部分の採点は、技術上の基準を満たす場合に、当該基礎点全部を得点とする。
※加点部分の採点は、配点5点の場合、技術上の基準に基づき、5点、4点、3点、2点、1点、0点、の6段階評価とし、配点に応じて係数をかけて得点を算出する。
※基礎点がある項目に係る加点部分の「不可；0点」とは、基礎点の基準は満たす（基礎点は得点）が、加点部分の基準をなんら満たさない場合である。

◆環境マネジメントシステム認証制度の例◆

事業者が、その事業経営の中で自主的に環境保全に関する取組を進めるにあたり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組み、その取組結果を確認・評価し、改善していくこと（環境保全の取組に係るPDCAサイクル）を「環境マネジメント」といい、そのための事業者内の体制・手続等の仕組みを「環境マネジメントシステム」（EMS）という。その主な例は以下のとおりであるが、他にも地方版のEMSや、運送事業者を対象としたグリーン経営認証制度などがある。

全国版EMS	**ISO14001**	**エコアクション21**	**KES**	**エコステージ**
概要	ISO審査登録機関及び認定機関で構成。国際的に認められた第三者認証制度。1996年に制定。	環境省が策定した中小企業にも取り組みやすい環境マネジメントシステム。2004年に開始。把握すべき環境負荷指標を特定しているほか、環境活動レポートの作成・公表を必須要件としている。	中小企業にも取り組みやすい環境マネジメントシステムとして2001年に京都で開始。KESを参考とした地方版KESが他の自治体等に広がっているとともに、相互認証も行われ、KESの認証取得事業者は全国に広がっている。	ISO14001取得前から取得後も含めた環境マネジメントシステム。5段階の認証ステージがある。エコステージ2はISO14001の要求事項を全て含んでおり、エコステージ2の認証を取得できれば、ISO14001に挑戦可能なレベルとなる
事務局の母体となる団体	ISO（国際標準化機構）	持続性推進機構	KES環境機構	エコステージ協会

地方版EMSの例：
北海道環境マネジメントシステムスタンダード（HES），青森環境マネジメントフォーラムAES，　いわて環境マネジメントフォーラムIES，みちのくEMS，三重環境マネージメントシステム（M-EMS），宝塚環境マネジメントシステム（TEMS），神戸環境マネジメントシステム(KEMS)　等